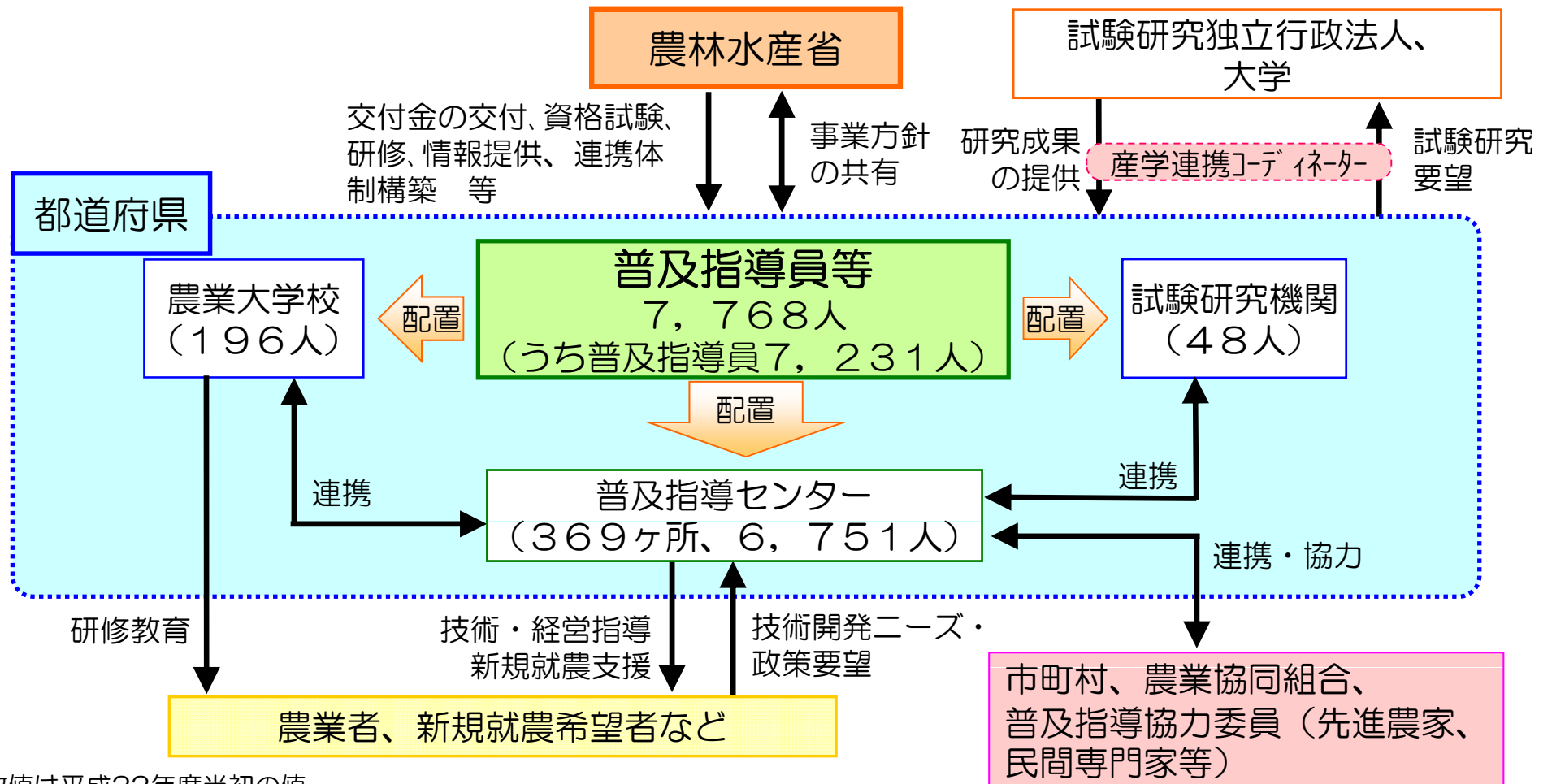


# 普及事業をめぐる現状と課題

(1)	普及事業の基本的な仕組み・役割について	
①	1 協同農業普及事業の基本的な仕組み	1
	2 法令等で規定されている協同農業普及事業の役割	2
	3 協同農業普及事業の普及指導課題	3
②	1 林業普及指導事業の基本的な仕組み	4
	2 林業普及指導事業の運営方針等における課題	5
③	1 水産業改良普及事業の基本的な仕組み	6
	2 水産業改良普及事業の普及指導課題	7
(2)	普及事業における予算等の現状	
④	「三位一体の改革」について	8
⑤	予算額の推移（三位一体の改革の前後）	9
⑥	交付金の配分方法	10
⑦	都道府県間の交付金額のばらつき	11
(3)	普及指導体制の現状について	
⑧	普及指導体制の現状と推移	12
⑨	都道府県の公務員全体の削減率との比較	13
⑩	普及指導員の現地活動時間	14
⑪	普及指導対象者の推移	15
⑫	協同農業普及事業による新規就農者の育成支援	16
⑬	道府県農業大学校の概要	17
(4)	普及指導体制の課題	
⑭	試験研究と普及の連携について	18
⑮	研究と普及指導員との連携による成果の普及・実用化に向けた主な取組	19
⑯	(独)農研機構による重要な研究成果の農業現場への技術移転の例	20
⑰	研究成果の農業現場への普及状況について	21
⑱	普及指導員に対するニーズ	22
⑲	より高度な能力を有する普及指導員の位置づけ	23
(5)	その他	
⑳	地方分権改革等における普及事業に対する指摘	24
㉑	普及指導員の国際協力の状況	25

# 協同農業普及事業の基本的な仕組み

- ・協同農業普及事業においては、都道府県が、普及指導員を普及指導センター及び試験研究機関、研修教育施設（農業大学校）等に配置し、それら機関及び関係機関等の連携の下、試験研究機関で開発された技術等について、地域での実証やマニュアル作成、講習会の開催等の活動を通じて、地域農業の技術革新等を支援。
- ・国は、都道府県との役割分担の下、運営指針の策定、交付金の交付、資格試験、研修、連携体制の構築等を実施。



注：数値は平成22年度当初の値

# 法令等で規定されている協同農業普及事業の役割

## 農業改良助長法

### ○助成目的(法第6条第1項)

農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、都道府県が農林水産省と協同して行う農業に関する普及事業を助長するため、都道府県に対し協同農業普及事業交付金を交付する。

### ○普及指導員の事務内容(法第8条第2項)

- ・ 試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うこと。
- ・ 巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと。

(参考)「協同農業普及事業の運営に関する指針(運営指針)」で規定している普及指導員の役割(抜粋)(平成22年4月9日策定)

- ① 地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識(経営に関するものを含む。)の普及指導を行う機能
  - ② 地域農業について、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能
- の両機能を併せて発揮し、技術を核として、農業者と消費者等との結び付きの構築を含め、地域農業の生産面、流通面等における革新を総合的に支援する役割

## その他の法令等における普及指導員に期待されている役割の例

### 有機農業法(H18)

#### 第9条 技術開発等の促進

国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 鳥獣被害防止特措法(H19) 基本方針

国及び都道府県は、効果的な捕獲技術及び防除技術並びに生息数推計手法等の研究開発を推進するとともに、これら研究成果を活用した被害防止対策マニュアルの作成や普及指導員の活用等により、被害防止技術の迅速かつ適切な普及を推進する。

### 6次産業化法(H22)

#### 第18条 国等の施策

国及び地方公共団体は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するため、(略) 研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。(第47条にも「技術の普及促進」の用例あり。)

# 協同農業普及事業の普及指導課題

・国の定めた協同農業普及事業の運営に関する指針(以下「運営指針」)等に基づいて、都道府県が実施方針等を定め、基本的課題を共有して普及活動を実施しているところ(農業では運営指針を概ね5年毎に改定)。

## ○運営指針の基本的課題(農業) (H17~21)

1. 農業の担い手の育成及びその将来にわたる確保に向けた取組に対する支援
2. 望ましい産地の育成に向けた取組に対する支援
3. 環境と調和した農業生産に向けた取組に対する支援
4. 食の安全・安心の確保に向けた取組に対する支援
5. 農村地域の振興に向けた取組に対する支援

## 普及指導センターが取り組んでいる課題(H20)

	指 導 内 容	課題割合 (%)
1	①認定農業者及び組織経営体の育成及び支援	24.4
	②青年農業者(①を除く)、新規就農者及び就農希望者の育成及び支援	11.1
	③女性農業者の育成及び支援	8.2
2	④特色ある水田農業の展開への支援	15.8
	⑤合理的な輪作体系による畑作農業の確立等に対する支援	8.1
	⑥畜産等の振興への支援	8.3
3	⑦持続性の高い農業生産方式の導入等の取組への支援	14.1
	⑧農薬及び肥料の適正な使用の確保への支援	13.7
	⑨家畜排泄物等の有効利用による地力の増進等に関する取組への支援	5.9
4	⑩安全な農産物の安定供給等の取組に対する支援	16.1
5	⑪地域の特性に応じた農業生産の取組への支援	26.3
	⑫高齢化に対応した農村生活・営農環境の改善等農村振興の取組に対する支援	5.0
	⑬農山漁村における男女共同参画社会の形成に対する支援	4.6
	⑭その他	6.3

## ○H22年度策定した運営指針の基本的課題

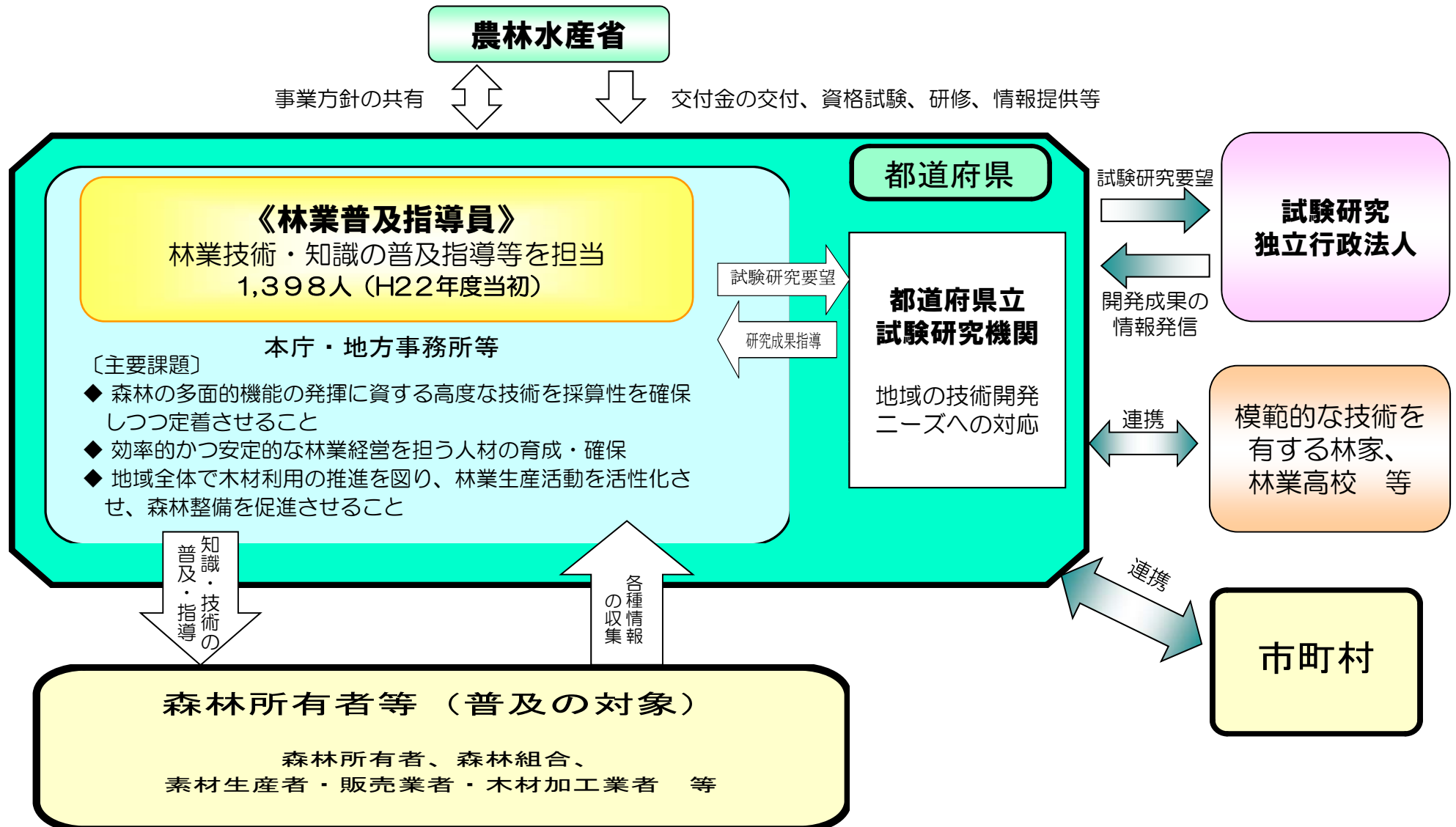
1. 食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産に対する支援
2. 農業・農村の六次産業化等による収益力向上に向けた取組に対する支援
3. 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成及び確保等
4. 食品の安全性向上に向けた取組に対する支援
5. 持続可能な農業生産に向けた取組及び農業分野における地球環境対策に対する支援
6. 農村の振興に向けた取組に対する支援

資料:平成20年度普及指導員の活動実態調査

注:1課題が複数の指導内容に該当する場合があるため、合計は100%を超える。

# 林業普及指導事業の基本的な仕組み

- ・ 林業普及指導事業は、都道府県が、林業普及指導員を本庁や地方事務所等に配置し、関係機関等の連携の下、森林所有者等に対して、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を実施。
- ・ 国は、都道府県との役割分担の下、運営方針の策定、交付金の交付、資格試験、研修等を実施。





# 林業普及指導事業の運営方針等における課題

- ・国の定めた林業普及指導運営方針に基づいて、都道府県が実施方針等を定め、基本的課題を共有して普及活動を実施しているところ。
- ・現行の運営方針を策定した平成16年度以降も森林・林業を巡る情勢は変化。

## 林業普及指導運営方針(平成16年度策定)

### 1 森林の有する多面的機能の発揮に資する高度な技術を採用性を確保しつつ発揮

林業普及指導員が取り組んでいる課題(H21)	課題割合 (%)
①高度な森林施業技術の定着	11.0
②新たな特用林産物の生産との複合経営手法等の普及指導	9.7
③試験研究機関等において開発された技術・知識の実用化	2.0

### 2 効率的かつ安定的な林業経営を担う人材の育成・確保

林業普及指導員が取り組んでいる課題(H21)	課題割合 (%)
④意欲的な林業経営者・後継者への支援	8.9
⑤意欲的な女性、高齢者、U・I・Jターン者への支援	4.1
⑥指導林家、林業研究グループ等のリーダーへの支援	14.3

### 3 地域全体で木材利用の推進を図り、林業生産活動を活性化させ、森林整備を促進

林業普及指導員が取り組んでいる課題(H21)	課題割合 (%)
⑦森林施業の団地化・集約化の促進	10.6
⑧地方公共団体等への経営・施業委託等	1.7
⑨補助事業等を活用した植林・下刈り、間伐等の一連の森林整備の促進	16.8
⑩川上から川下までの木材利用の合意形成、連携・調整等	20.5
⑪森林ボランティア、森林環境教育の指導者、NPO等への支援	14.3
⑫その他	2.0

※1つの取組が複数の課題に該当する場合があるため、1～3の課題の合計は100%を超える。

## 森林・林業再生プラン(平成21年度策定)

### 今後10年間を目途に、我が国の森林・林業を早急に再生

森林の多面的機能の確保を図りつつ、充実期を迎えた人工林資源を積極的に活用して、木材の安定供給体制の確立、雇用の増大を通じた山村の活性化、低炭素社会の構築を推進。

- 森林・林業の再生に向けては、長期的な視点に立った地域における森林づくりの全体像をしっかりと描き、これに沿った具体的な森林整備の設計図を作る必要。
- このため、森林・林業に関する専門知識・技術や実務経験など、一定の資質を有する者をフォレスターとして認定し、市町村森林整備計画を策定する市町村等を技術面から支援。



林業普及指導員に求められる新たな役割

# 水産業改良普及事業の基本的な仕組み

- ・水産業改良普及事業においては、道府県が、普及指導員を普及指導員室に配置し、関係機関等の連携の下、沿岸漁業従事者等に対する技術指導・経営指導、各種水産施策の展開を実施。
- ・国は、道府県との役割分担の下、運営指針の策定、交付金の交付、資格試験、研修等を実施。

農林水産省 (基本的な運営指針、国家資格試験、研修、普及事業交付金)

普及事業の実施方針  
道府県の活動支援

道府県 (普及指導、試験研究、研修教育の一体的な活動展開)

## 《普及指導員》

水産技術・知識の普及指導を担当

483人 (36道府県:H22年度当初)

うち普及指導員467人

普及指導員室

(全国148ヶ所(H22年度当初))

〔主な課題〕

- ◇ 資源管理、増養殖の推進による漁獲安定・向上
- ◇ 漁獲物の流通・加工・販売改善による収入安定・向上
- ◇ 青年・女性漁業者の育成・活動支援
- ◇ 効率的かつ安定的な経営体の育成推進
- ◇ 魚食普及、地産地消、食の安全・安心の確保

道府県立  
試験研究機関

地域の技術開発  
ニーズへの対応

連携

高度な技術  
開発要望

試験研究  
独立行政法人

開発成果の  
情報提供

産官学連携

民間企業  
大学等

地域連携

地域関係機関  
市町村、漁協等

技術開発ニーズ  
政策課題の把握

技術指導・経営指導  
各種水産施策の展開

漁村地域

漁業者 青壮年・女性グループ  
漁業士(指導・青年)



# 水産業改良普及事業の普及指導課題

- ・国の定めた普及事業の運営に関する指針(以下「運営指針」)に基づいて、道府県が実施方針等を定め、基本的課題を共有して普及活動を実施しているところ。
- ・一方、平成23年度から資源管理・漁業所得補償対策が実施されることから、国の責務として、さらなる資源管理を推進する必要があるところ。

## 運営指針に定める取組課題 (平成16年度策定)

1 意欲ある担い手の確保・育成  
(後継者づくり、リーダー的漁業者への支援など)

2 消費者ニーズに応じた水産物の生産  
(水産物の高鮮度化・高付加価値化など)

3 資源管理、つくり育てる漁業  
(資源管理型漁業の推進)

4 漁場環境保全  
(沿岸域の環境保全など)

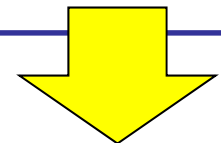
## 普及指導員室が取り組んでいる課題(H20)

	指 導 内 容	課題割合 (%)
1	①新規就業者や意欲ある漁業者グループに対する支援	13
	②魅力ある漁村づくりのための取組への支援	12
2	③水産物流通の改善への支援	12
	④水産物加工の取組への支援	4
3	⑤養殖業の振興に対する支援	19
	⑥水産資源増殖の取組への支援	18
	⑦水産資源管理の取組への支援	9
4	⑧漁場環境保全の取組への支援	3
5	⑨その他	9

資料:平成20年度水産業改良普及関係事業成果報告書

## 資源管理・ 漁業所得補償対策 (平成23年度開始)

- ✓ 計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象とした、資源管理・収入安定対策を実施するもの
- ✓ 漁業者が自ら取り組む資源管理措置に係る資源管理計画を作成し、確実に実施する必要



国の責務として、さらなる  
資源管理推進の必要性

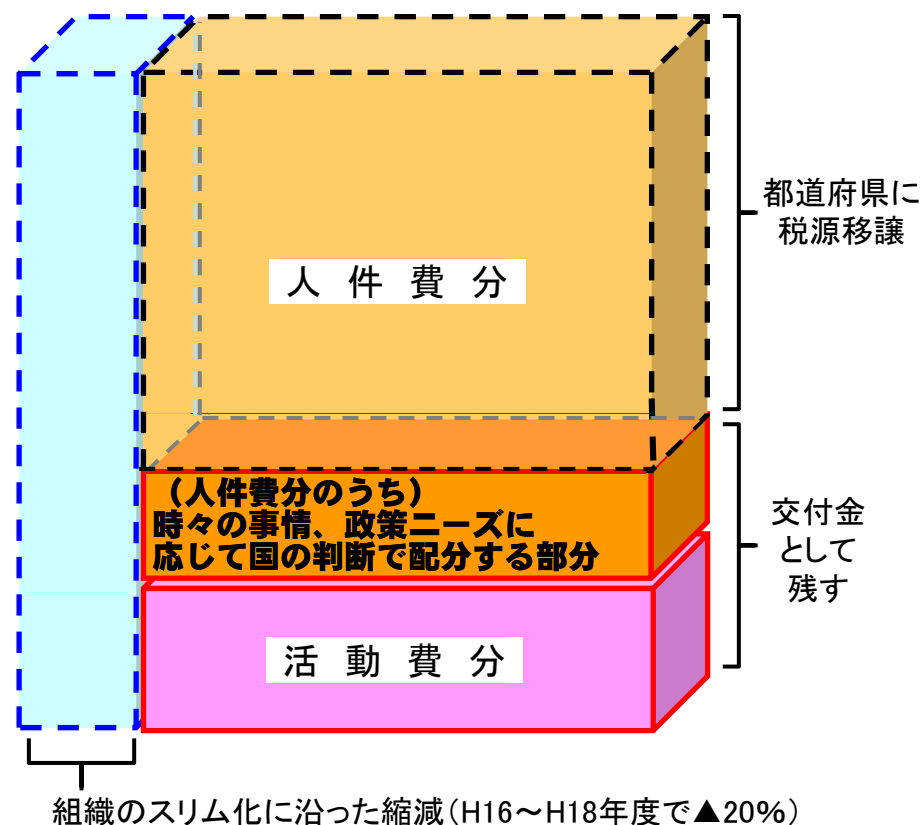
# 「三位一体の改革」について

- ・地方が自らの創意工夫と責任で政策を決め、自由に使える財源を増やし、自立できるようにするため、平成18年度までに、①国庫補助負担金の改革、②地方交付税の改革(財源補償機能の縮小)、③税源配分の見直しが三位一体で進められた。
- ・この中で、普及事業交付金についても、人件費の大部分に相当する額が地方に移譲された。

## ○ 普及事業交付金に係る主な経緯

- H14年度 地方分権推進会議において、交付金の一般財源化を検討するよう提言。
- H15年度 「基本方針2003」(閣議決定)を受け、今後3年間(H16～18)で交付金を2割縮減することが決定。
- H16年度 「国庫補助負担金等に関する改革案」(地方六団体合同提案)を受け、交付金の一部について税源移譲が決定。
- 協同農業普及事業交付金 146億円
  - 林業普及指導事業交付金 21億円
  - 水産業改良普及事業交付金 4億円
- H17年度 「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」(地方六団体合同提案)を受け、追加移譲が決定。
- 協同農業普及事業交付金 21億円
  - 林業普及指導事業交付金 3億円
  - 水産業改良普及事業交付金 0.5億円
- H18年度 税源移譲を実施。

## ○ 普及事業交付金の税源移譲額の考え方



## ○ 普及事業交付金の税源移譲額

	税源移譲額	H17年度 予算額	H17年度予算額 に対する 税源移譲割合
協同農業普及事業交付金	167億円	218億円	77%
林業普及指導事業交付金	24億円	30億円	80%
水産業改良普及事業交付金	4億円	5億円	76%

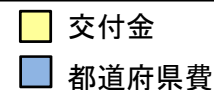
# 予算額の推移(三位一体の改革の前後)

- ・三位一体の改革により、平成18年度に普及事業交付金の約8割を税源移譲し、その後の交付金額は一定となっている一方で、都道府県費は減少しており、普及事業費の総額は減少の傾向。
- ・総事業費に占める交付金の割合は、人件費の2~4%、活動費の約半分となっている。

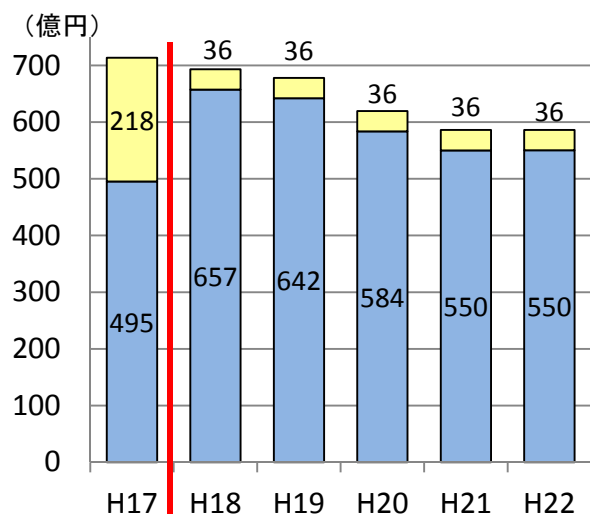
## 農業

## 林業

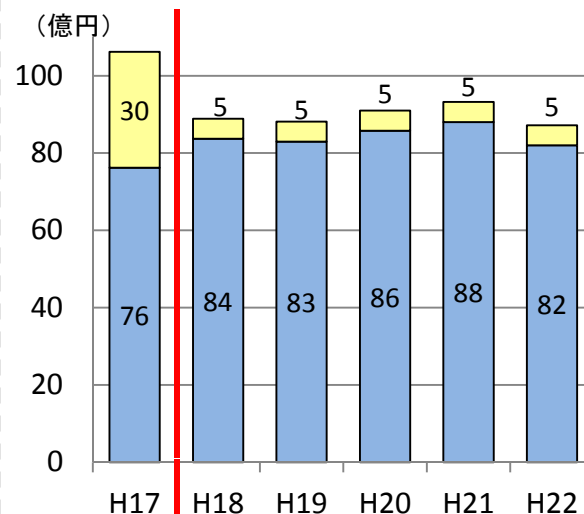
## 水産業



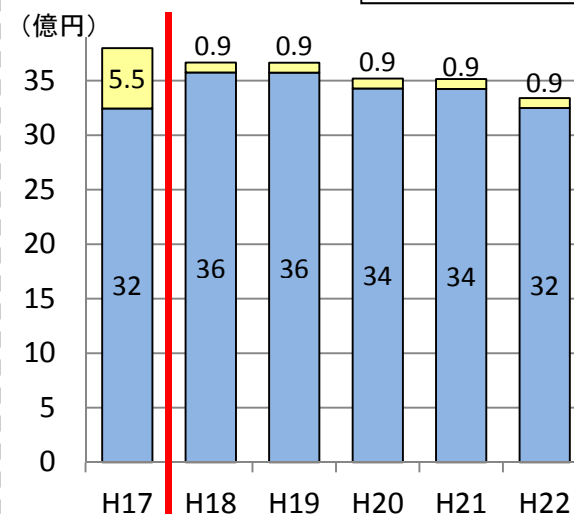
普及事業費の  
推移



交付金のうち167億円を  
税源移譲

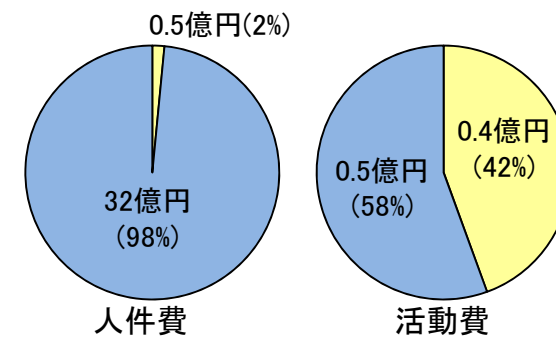
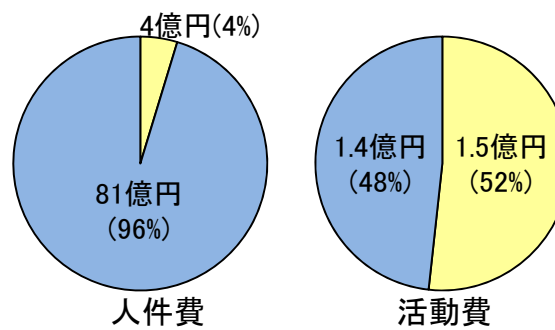
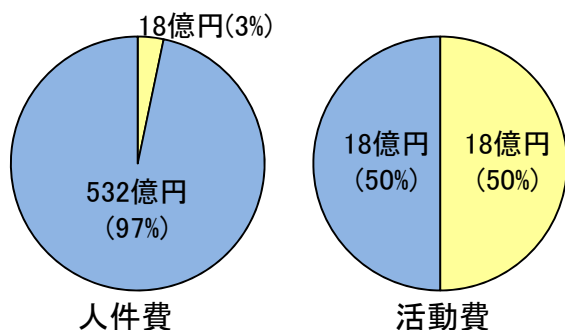


交付金のうち24億円を  
税源移譲



交付金のうち4.2億円を  
税源移譲

事業費に占める  
交付金の割合



# 交付金の配分方法

- ・交付金の都道府県への予算配分方法は法令等によって規定されており、そのうちの8割は農林水産業人口や面積など、農林業センサス等の統計値(5年間固定)で配分している。
- ・国の施策推進状況や普及指導員の活動量に関する指標は、事業実施の緊急性に応じた配分とされる2割分の中で用いられている。

## 農業

農業人口に応じて配分 <4割>	耕地面積に応じて配分 <2割>	市町村数に応じて配分 <2割>	事業実施の緊急性に 応じて配分 <2割>
--------------------	--------------------	--------------------	----------------------------

### ○事業実施の緊急性に 応じた配分に用いる指標

- ①農作物災害被害
- ②農業資源開発
- ③その他(多様な農業経営数、エコファーマー認定件数、農業  
大学校等学生数、普及指導員数等)

## 林業

林家人口に応じて配分 <4割>	民有林面積 に応じて 配分 <2割>	市町村数 に応じて配分 <2割>	事業実施の 緊急性に 応じた配分 <2割>
--------------------	-----------------------------	------------------------	--------------------------------

### ○事業実施の緊急性に 応じた配分に用いる指標

- ①森林災害への対応のための活動
- ②森林資源の開発(木材利用拡大、新品種普及等)
- ③その他(京都議定書の達成、施業集約化等)

## 水産業

漁業経営体数に 応じて配分 <4割>	海岸線長 に応じて 配分 <2割>	市町村数に 応じて配分 <2割>	事業実施の 緊急性に 応じた配分 <2割>
--------------------------	----------------------------	------------------------	--------------------------------

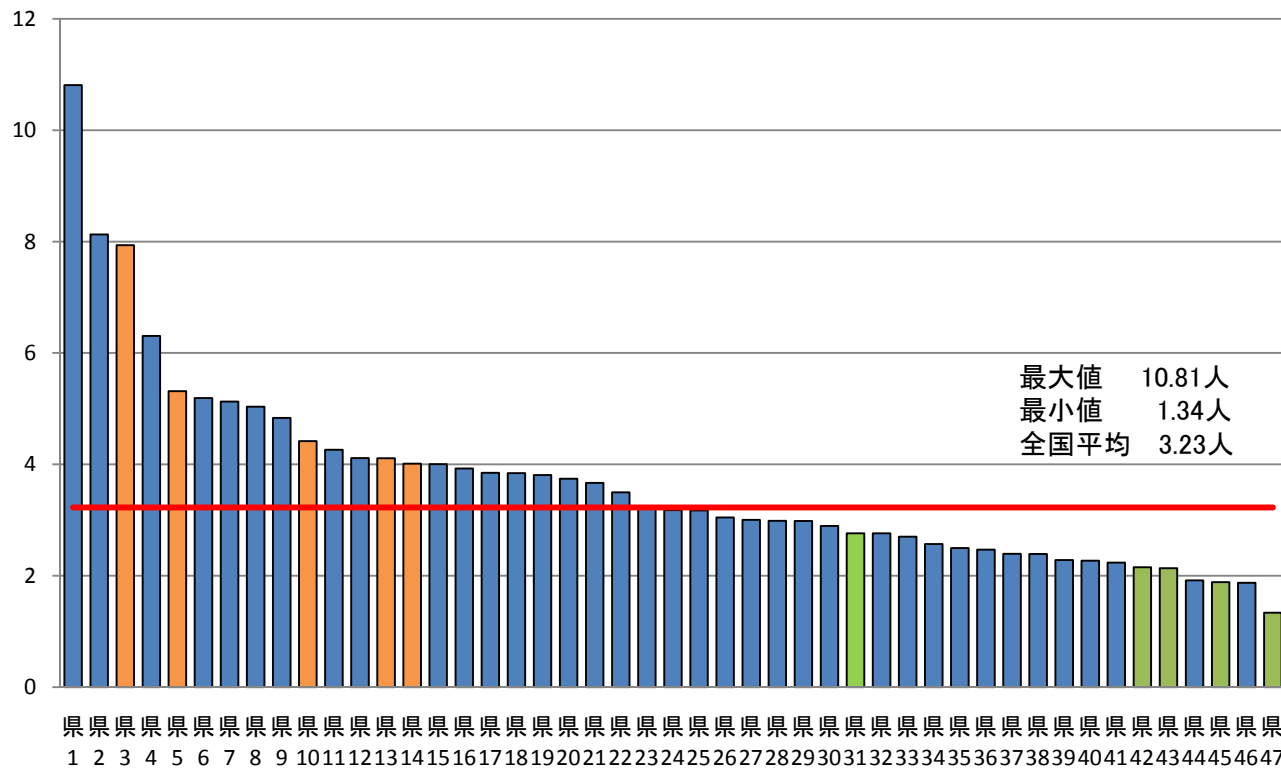
### ○事業実施の緊急性に 応じた配分に用いる指標

- ①漁獲量の減少割合、災害・赤潮等の漁業被害
- ②沿岸資源管理(資源回復計画、漁場改善計画)
- ③意欲ある担い手の数(漁業士、起業グループ)

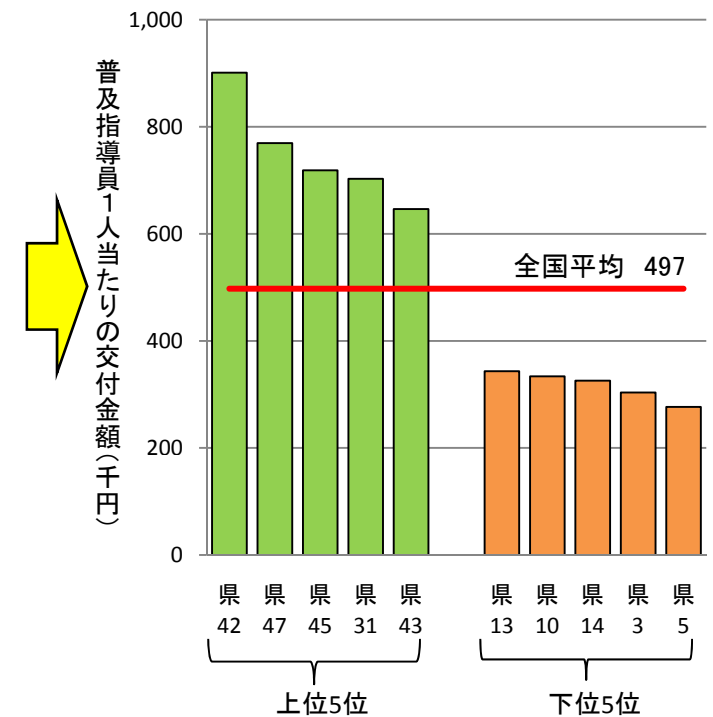
# 都道府県間の交付金額のばらつき

・協同農業普及事業交付金について、都道府県ごとに普及指導員の一人当たりの額を比較すると、大きなばらつきがある。

○基幹的農業従事者千人当たりの普及指導員数(H22)



○普及指導員一人当たりの交付金額のばらつき(H22)



農家人口等に対して普及指導員が多い都道府県は、普及指導員1人当たりの協同農業普及事業交付金の額が他県より小さくなる傾向。

## 普及指導体制の現状と推移

- ・平成17年度の制度改正、平成18年度の税源移譲の後、普及指導員数、普及指導センター数、普及事業費はともに減少の傾向。
- ・普及指導員においては、特に試験研究機関へ配属される者の数が大きく減少している。

### ○普及指導員数、普及指導センター数、事業費の推移(農業)

(単位:人、カ所、百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
<b>普及職員数</b>	<b>8,886 (104)</b>	<b>8,633 (100)</b>	<b>8,373 (97)</b>	<b>8,198 (95)</b>	<b>7,955 (92)</b>	<b>7,768 (90)</b>
<b>うち普及指導員数</b>	<b>8,886 (104)</b>	<b>8,576 (100)</b>	<b>8,244 (96)</b>	<b>7,790 (91)</b>	<b>7,464 (87)</b>	<b>7,231 (84)</b>
普及指導センター配属	8,233 (102)	8,085 (100)	7,666 (95)	7,245 (90)	6,979 (86)	6,751 (84)
試験研究機関配属	108 (102)	106 (100)	125 (118)	93 (88)	79 (75)	48 (45)
農業大学校配属	221 (106)	209 (100)	207 (99)	202 (97)	206 (99)	196 (94)
本庁の主務課配属	293 (199)	147 (100)	199 (135)	211 (144)	154 (105)	193 (131)
その他の部署に配属	31 (107)	29 (100)	47 (162)	39 (134)	46 (159)	43 (148)
<b>普及指導センター数</b>	<b>558 (106)</b>	<b>528 (100)</b>	<b>511 (97)</b>	<b>511 (97)</b>	<b>492 (93)</b>	<b>482 (91)</b>
本所	457 (116)	395 (100)	390 (99)	387 (98)	374 (95)	369 (93)
支所・駐在所等	101 (76)	133 (100)	121 (91)	124 (93)	118 (89)	113 (85)
<b>事業費</b>	<b>71,350 (105)</b>	<b>67,894 (100)</b>	<b>67,811 (100)</b>	<b>64,080 (94)</b>	<b>61,034 (90)</b>	<b>58,620 (86)</b>
交付金	21,812 (606)	3,597 (100)	3,597 (100)	3,597 (100)	3,597 (100)	3,597 (100)
都道府県費	49,538 (77)	64,296 (100)	64,213 (100)	60,483 (94)	57,436 (89)	55,023 (86)

※H17、18年度は年度末の値、H19年度以降は年度当初の値。  
 ()内はH18年度の数値を100として対比した場合の値。



# 都道府県の公務員全体の削減率との比較

- ・ 都道府県全体の職員数は毎年減少しており、平成12年度から平成21年度までの10年間で、40,148人、17.6%の減少。
- ・ 普及指導員も同様に毎年定員が削減されており、平成12年度から平成21年度までに農業、林業、水産業の普及指導員合わせて3,645人、28.1%減少。  
特に農業及び林業では一般行政職員数と比較して大きい削減率となっている。

○一般行政職員、農林水産部門職員数と普及職員数の推移(H12~H21)

(単位:人、%)

	H12	H21	増減数 (増減率)
都道府県一般行政職員(一般管理)	227,651	187,503	▲ 40,148 (▲ 17.6%)
うち農林水産部門職員	70,248	56,157	▲ 14,091 (▲ 20.1%)
うち普及指導員(農業)	10,243	7,464	▲ 2,779 (▲ 27.1%)
うち普及指導員(林業)	2,198	1,398	▲ 800 (▲ 36.4%)
うち普及指導員(水産業)	547	481	▲ 66 (▲ 12.1%)
普及指導員計	12,988	9,343	▲ 3,645 (▲ 28.1%)

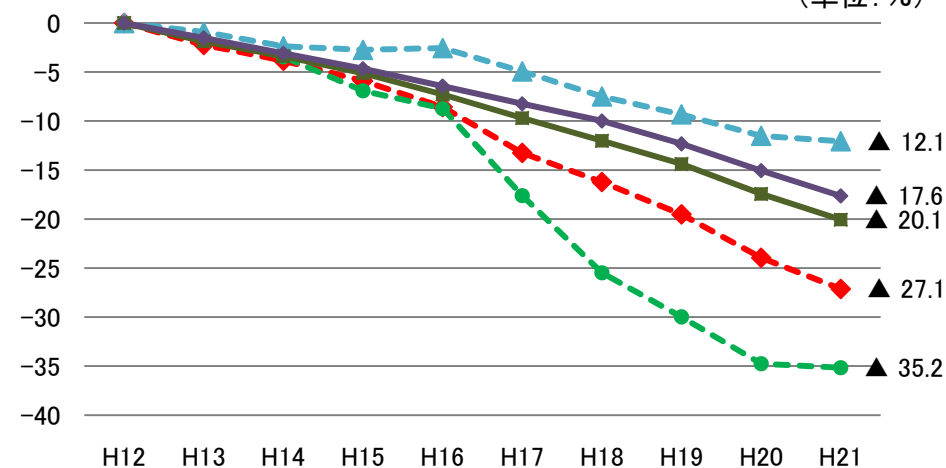
※各年度の数は4月1日のもの。

※16年度までは普及指導員数=専門技術員+改良普及員の数。

※都道府県職員数は、地方公共団体定員管理調査における一般管理(議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木の各部門の総称(教育、公安を除く各種行政委員会を含む))の人数を使用。

○一般行政職員、農林水産部門職員数と普及指導員数の対12年度比増減率

(単位:%)

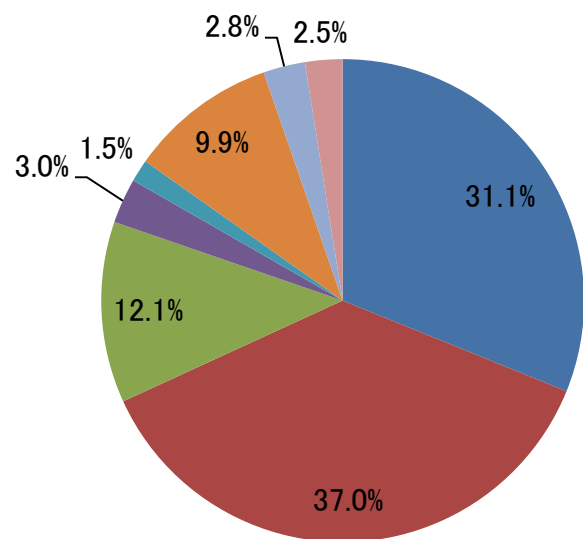


- 普及指導員(農業)
- 普及指導員(林業)
- 普及指導員(水産業)
- 農林水産部門職員
- 都道府県一般行政職員(一般管理)

# 普及指導員の現地活動時間

- ・協同農業普及事業において、平成20年度の普及指導員の1人1か月当たりの活動時間は155.5時間となっている。そのうち、現地指導に充てた時間は48.3時間(31.1%)である。
- ・現地指導、指導準備及び関係機関・団体との連携を合わせると124.7時間となっており、活動の8割を占めている。
- ・活動時間の推移をみると、現地指導に係る活動は8割で推移しているが、現地指導が減少し、指導準備が増加する傾向にある。

○普及指導員の1人1か月当たりの活動時間 (H20)



- 現地指導
- 指導準備
- 関係機関・団体との連携
- 調査研究
- 普及指導員に対する指導・研修
- 所内運営のための打合せ・会議・事務等
- 研修等
- その他

○普及指導員の1人1か月当たりの活動時間の推移

(単位: 時間、%)

年度	現地指導に係る時間				調査研究	普及指導員に対する指導・研修	所内運営のための打合せ・会議・事務等	研修等	その他	合計
	現地指導	指導準備	関係機関・団体との連携	小計						
12	54.4 (34.7)	52.4 (33.3)	19.0 (12.1)	125.8 (80.1)	—	—	17.8 (11.4)	8.1 (5.2)	5.3 (3.4)	157.0 (100.0)
14	52.2 (33.4)	55.7 (35.6)	18.6 (11.9)	126.6 (80.9)	—	—	17.4 (11.1)	7.3 (4.7)	5.1 (3.3)	156.4 (100.0)
16	49.9 (33.0)	56.2 (37.2)	17.3 (11.5)	123.4 (81.7)	—	—	16.6 (11.0)	6.5 (4.3)	4.5 (3.0)	151.1 (100.0)
18	47.2 (31.0)	55.5 (36.4)	18.5 (12.1)	121.3 (79.5)	4.4 (2.9)	2.2 (1.4)	15.1 (9.9)	5.2 (3.4)	4.4 (2.9)	152.5 (100.0)
20	48.3 (31.1)	57.5 (37.0)	18.8 (12.1)	124.7 (80.2)	4.7 (3.0)	2.4 (1.5)	15.4 (9.9)	4.4 (2.8)	3.9 (2.5)	155.5 (100.0)

資料：普及指導員の活動実態調査

# 普及指導対象者の推移

・協同農業普及事業において、平成20年度に普及指導員が指導した個別農家、集団、農業法人の数は123万戸となっている。

## ○普及指導対象者数(H20)

(単位:千人、千戸、千法人)

	個別農家			集団	農業法人	合計
	認定 農業者	新規 就農者	その他 個別農家			
全 体	202	15	899	103	12	1,230
	16%	1%	73%	8%	1%	100%
重点指導対象	79	9	101	40	6	234
	34%	4%	43%	17%	3%	100%
一般指導対象	68	4	234	43	3	353
	19%	1%	66%	12%	1%	100%
情報提供	56	2	563	19	3	643
	9%	0%	88%	3%	0%	100%

重点指導対象:普及計画上の重点指導対象で、普及指導員が直接指導した者  
(普及計画に基づく①展示・実証ほを活用した技術講習会の開催、②巡回技術指導、③経営診断・分析に基づく経営支援)  
一般指導対象:重点指導対象以外で、直接指導した者  
(農業者等からの要請に基づく①技術指導や経営相談、②研修会・講習会の開催)  
情報提供:新技術情報や普及だより等の情報を提供している者  
(FAXやメール等を活用した各種情報の提供)

## ○普及指導対象者数の推移

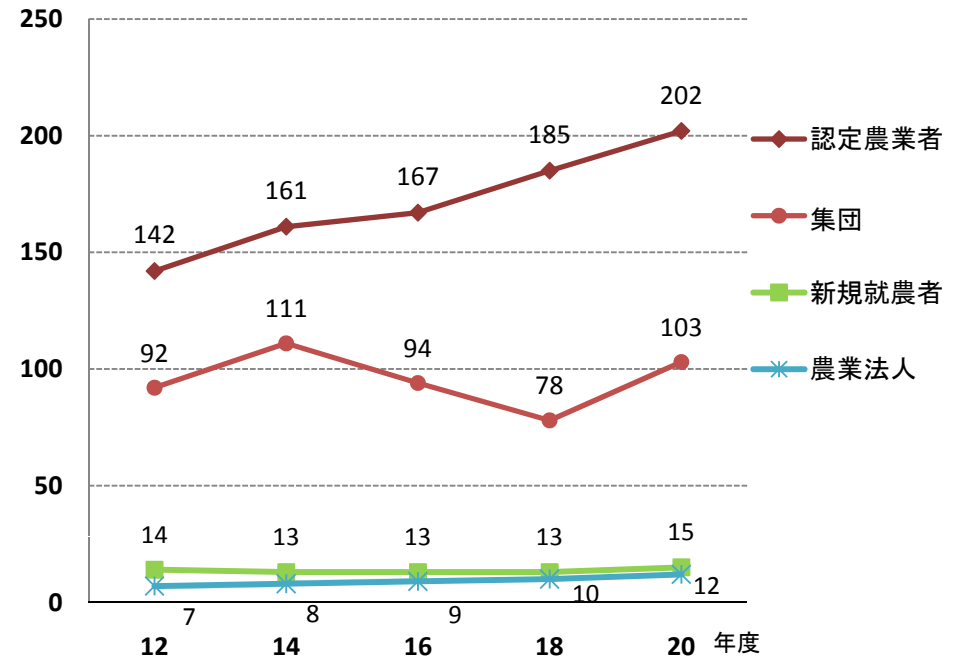
(単位:千人、千戸、千法人)

H12	H14	H16	H18	H20
1,755	1,693	1,561	1,523	1,230
(100)	(96)	(89)	(87)	(70)

注:( )内は平成12年度を100とした時の指数

## ○担い手等への指導状況の推進

(千人、千法人)

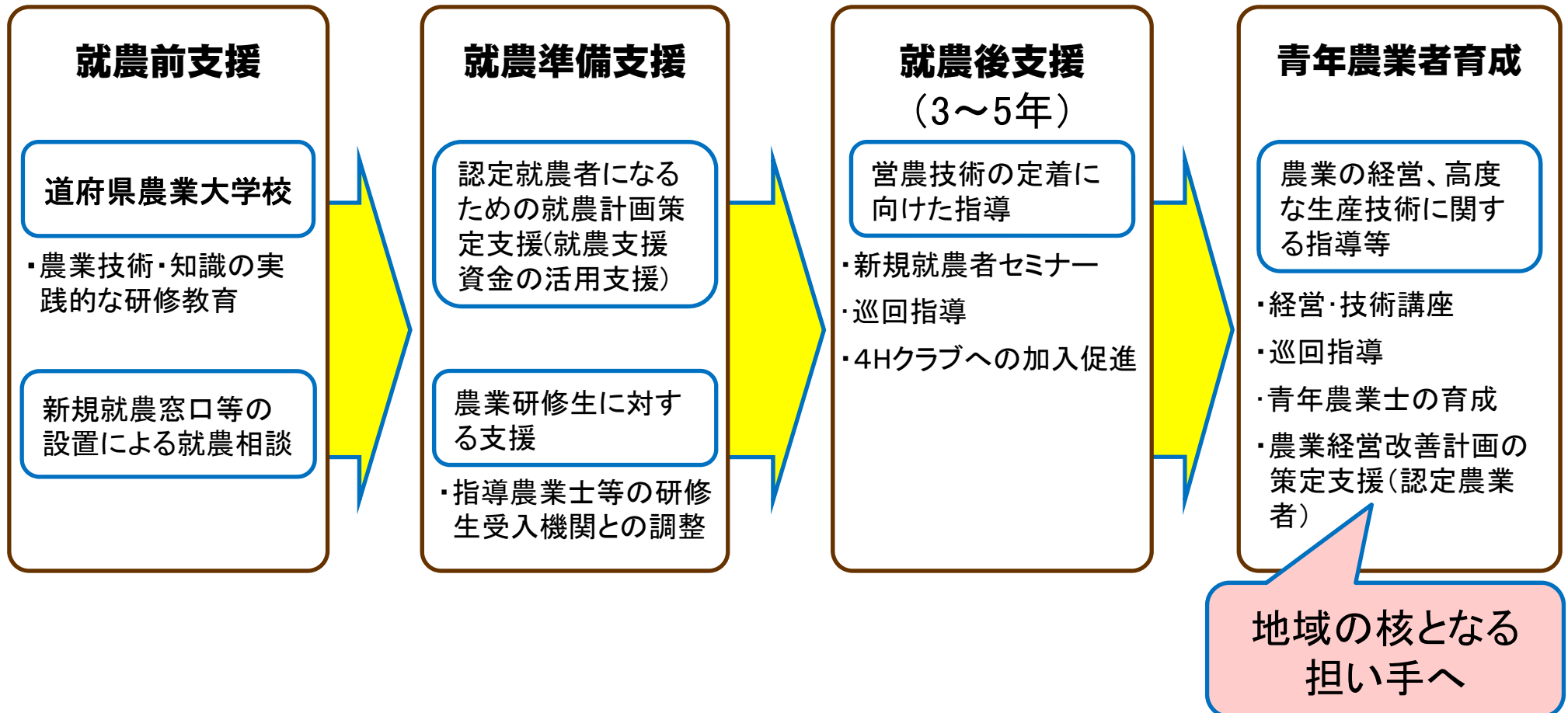


出典:普及指導員の活動実態調査

# 協同農業普及事業による新規就農者の育成支援

- ・協同農業普及事業では、将来の我が国農業の担い手を育成・確保するため、道府県農業大学校において営農に必要な技術・知識の研修教育を実施するとともに、普及指導センターにおいて、都道府県新規就農相談センター、農業委員会、JA等と連携を図りつつ、各ステージに応じた新規就農者に対する支援を展開している。

## ○普及事業による新規就農者への支援の流れ(例)



# 道府県農業大学の概要

- ・道府県農業大学は、農業を担うべき者に対して、必要な農業技術と知識を習得させるため、42道府県において条例に基づき設置。  
(未設置県：秋田県、東京都、富山県、石川県、福井県)
- ・指導職員は、試験研究機関や普及指導センター勤務経験者など、地域農業に精通した職員を配置。

## 教育の仕組み

- 教育の仕組みとしては、
  - ・主に高等学校卒業生を対象に、2年間の研修教育を行う「養成課程」
  - ・養成課程の卒業者に対し、より高度な農業技術と知識を教授する1～2年間の「研究課程」(19校)
  - ・就農後のスキルアップを図る短期の研修のほか、Uターン者等の就農希望者を対象とした短期の研修を行う「研修課程」を設置。
- 研修教育の実施に当たっては、実践的な農業技術の習得を図る観点から、「講義」と「実習」が概ね半々となる授業構成。
- 卒業生については、人事院規則により、
  - ・養成課程卒業者 → 短大卒
  - ・研究課程(2年間)卒業者 → 大学卒と同等に位置づけ。

## 入学者数

- 平成22年度における道府県農業大学の入学生は、養成課程と研究課程を合わせて2,349人。近年、減少傾向にあったが、20年度以降は増加傾向。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
養成課程	2,046	1,867	1,702	1,725	1,889	2,205
研究課程	212	186	168	171	155	144

- 近年、養成課程において非農家出身の学生が増加。  
(非農家の割合 17年度：33% → 22年度：50%)

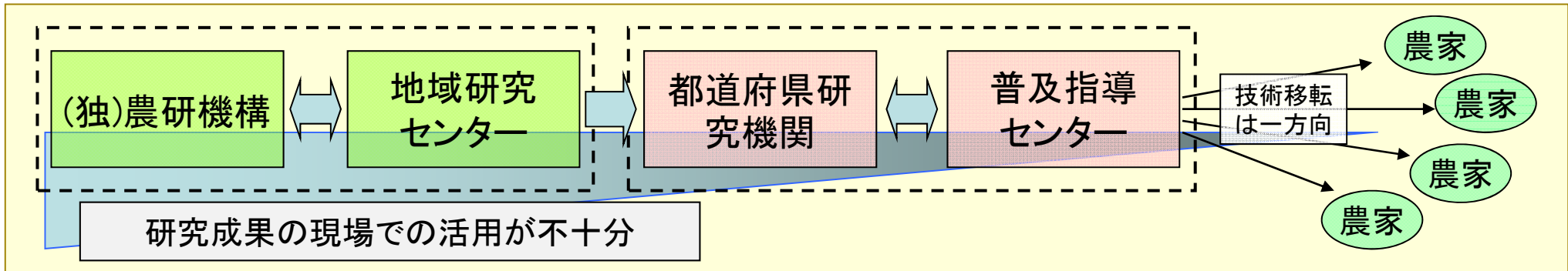
## 卒業生の進路

- 道府県農業大学を卒業して就農する者は5割程度。その他は主に農業関連産業に就職。

21年度卒業生数 1,764名 → 就農者数  
891名 (50%)  
農業関連産業等就職者数  
502名 (28%)

# 試験研究と普及の連携について

・現場ニーズと研究成果のミスマッチや、現地実証の不足、旧専門技術員機能の低下等により、研究成果の現場での活用が不十分な状況。



## ○研究成果の実用化に関する都道府県の意見 (H22全国農業改良主務課長研究協議会調査より)

実用化されない理由	実用化に必要な取組	一部の県で実施されている取組
<b>【研究内容が実用化に不適】</b> ・現場ニーズと成果が不一致 ・導入に多額の投資が必要 ・実用性・完成度が高い成果の不足 ・全国的な課題が地域に馴染まない	・地域課題に対応した研究の課題化、現場ニーズの把握方法の改善(研究課題の設定時からの普及の関与) ・県で技術の導入効果、コスト等を評価・改善した上での普及	・研究・普及連絡会議の活用 ・県と独法が協力し、普及すべき研究成果の検討・選定を実施
<b>【実用化への取組の問題】</b> ・技術の体系化や、現場適応性の向上のための現地実証の不足 ・旧専門技術員機能が十分発揮されず、成果を現場で生かせない ・公表内容だけでは成果が十分理解できない ・研究・普及連絡会議が研究メインで普及の参画が不十分な県が多い	・旧専門技術員の活用など成果の普及体制や研究の連携体制の強化 ・試験研究独法や大学等と連携した現地実証の強化 ・普及や農家等も参画した共同研究の実施 ・広域的なコーディネータの養成 ・大学・国・県の情報共有の強化 ・普及状況を研究にフィードバックするシステムの構築	・旧専門技術員等の試験研究機関への駐在 ・客員普及指導員制度の導入 ・試験研究機関と普及指導センターの併設による連携強化(情報共有、実証ほ) ・競争的資金や補助金による現地実証、共同研究の実施



# 研究と普及指導員との連携による成果の普及・実用化に向けた主な取組

・研究と普及指導員との連携により、技術移転等に向けた様々な取組を実施。

取組主体	取組事項	概要
農林水産省	①農業新技術200X	研究成果のうち早急に現場での普及を推進する重要なものについて毎年選定し、農業新技術200Xとして公表。併せて、普及指導員や生産者等に向け、わかりやすく記載した解説編もホームページに掲載。また、「農業技術の基本指針」「普及事業ガイドライン」に毎年掲載すること等により、技術の普及を促進。 (平成19年度公表の農業新技術2007から開始)
	②地域研究・普及連絡会議	地域における試験研究の企画・立案及びその成果の迅速な普及・実用化につなげることを目的として実施。生産現場からのニーズ等を収集するために、研究や行政だけでなく、普及組織等を構成員として実施。 (平成19年度から全国8か所の地方農政局ブロック毎に設置)
	③地域マッチングフォーラム	研究成果の農業現場等への迅速な普及・実用化等を促進するため、普及指導員をはじめ、生産者や行政関係者を対象として実施。 (平成19年度から開始し23年度までに、全国5か所から8か所に拡大)
	④実用技術開発事業	平成23年度から、競争的資金「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」のすべての課題において、研究成果を生産現場に迅速に導入・普及させる観点から共同研究グループに普及支援組織の参画を要件として実施。また、「農業新技術200X」を生産現場に導入するための追加的な研究開発と地域の生産現場での実証試験の実施が可能。
	⑤革新的農業技術に関する研修（農政課題解決研修）	普及指導員を対象として、独法試験研究機関が開発した革新的新技術等の的確な導入・普及や普及指導員が行う普及指導・調査研究の更なる高度化に必要な研修を実施。
(独)農研機構	⑥推進会議	試験研究の効率的かつ効果的な推進のため、試験研究に係る成果、計画、新たに推進する重点的な事項及び関係機関の連携や協力等についての協議を実施。構成員には、研究機関を中心とし、行政をはじめ普及組織が参画。
	⑦出前技術指導	新技術の実践・実証に取り組もうとする先進的な農業者に対して、現地での技術指導を実施。(中央農業総合研究センター・東北農業研究センターで実施)

# (独)農研機構による重要な研究成果の農業現場への技術移転の例

- ・重要な研究成果については、技術マニュアルとしてまとめ、農研機構や各地域農研センターのホームページ等で公表。
- ・地域ごとの現場ニーズに応じ、現地検討会やセミナー等を通じて、技術を移転。

## 1. 研究成果をマニュアルや動画で紹介

技術マニュアル

動画での紹介



農研機構HP等で公表

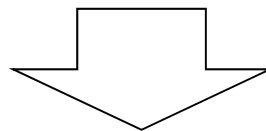
- ・研究成果を体系立てた技術マニュアルとして公表
- ・動画で研究成果を紹介

## 2. 現地検討会やセミナー等を通じて技術移転



「新しい食材と出会う会」  
平成22年11月30日帯広市で開催  
北海道農業研究センター主催

- ・技術の講習、試食、デモンストレーション
- ・研究開発者や技術を導入した生産者等との意見交換
- ・一般の方に向けた市民講座の実施



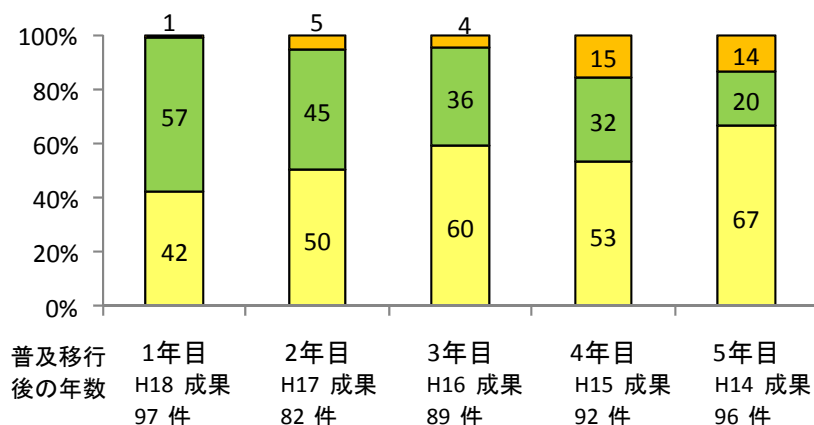
研究から普及指導員等へ技術を伝達

# 研究成果の農業現場への普及状況について

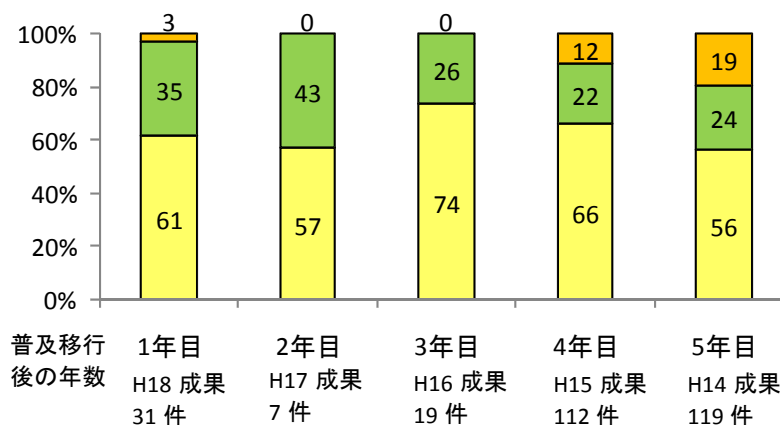
・独立行政法人等で平成14～18年度に公表された「普及に移しうる成果」の定着・普及状況は、普及移行直後では4割程度だが、5年目には約7割が定着・普及している。

## ○研究成果の農業現場への普及状況（平成14～18年度の成果）

独立行政法人等の研究成果(456件)



都道府県等の研究成果(288件)



都道府県等では、品種や地域を限定した栽培技術等、より現場に近い成果が多いことから、移行1年目から活用割合が高い。

- ランクA：経済活動等で活用されている。
- ランクB：現時点では活用されていないが、近い将来、経済活動等で活用される可能性がある。
- ランクC：現時点で経済活動等で活用されていない（ランクBを除く）。

注：中心的な研究機関ごとの整理であり、例えば独立行政法人等には、共同研究機関として都道府県等を含む場合がある。

資料：農林水産技術会議事務局「平成20年度追跡調査・検証結果」

## (参考) 農研機構における主要研究成果の種類と区分(H14～H18)

	技術	研究	行政	合計
普及に移しうる成果	322	130	37	489
その他参考となる成果	755	883	114	1,752
計	1,077	1,013	151	2,241

【留意事項】主要研究成果は、基礎・応用段階から実用化段階までのすべての研究段階における成果を含む。

注：「技術」には「技術・行政」を含み、「研究」には「科学」を含む。

資料：農研機構聞き取り

### 普及に移しうる成果

生産現場等で実用的に利用され得る技術、研究の場等で活用され得る新技術・新手法等。

### その他参考となる成果

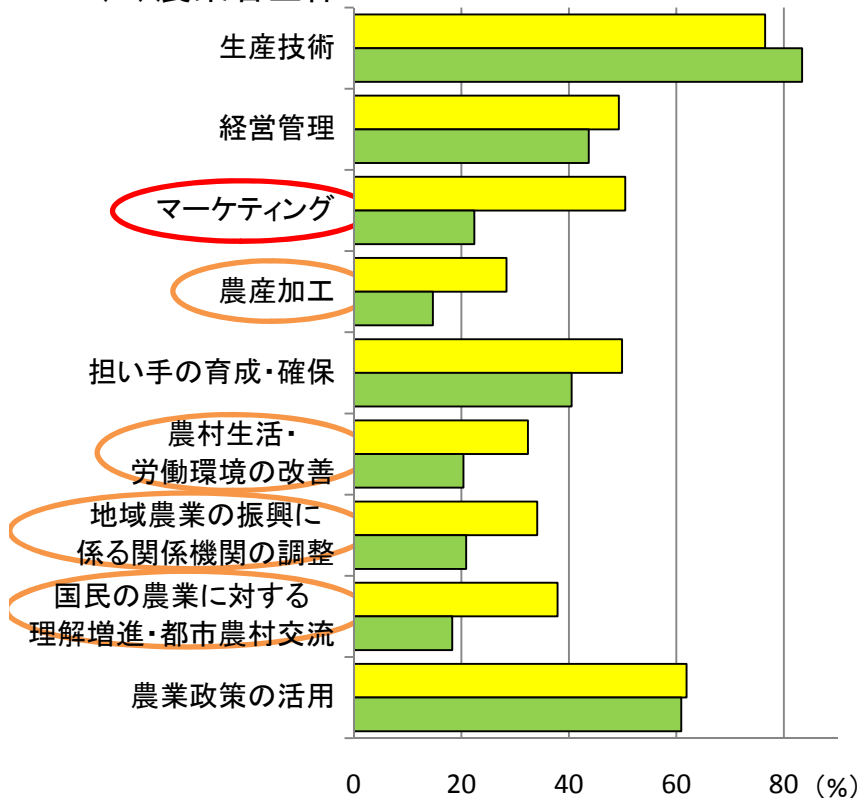
今後の発展が見込まれる有望な素材技術、プロトタイプ、参考知見・手法等。

# 普及指導員に対するニーズ

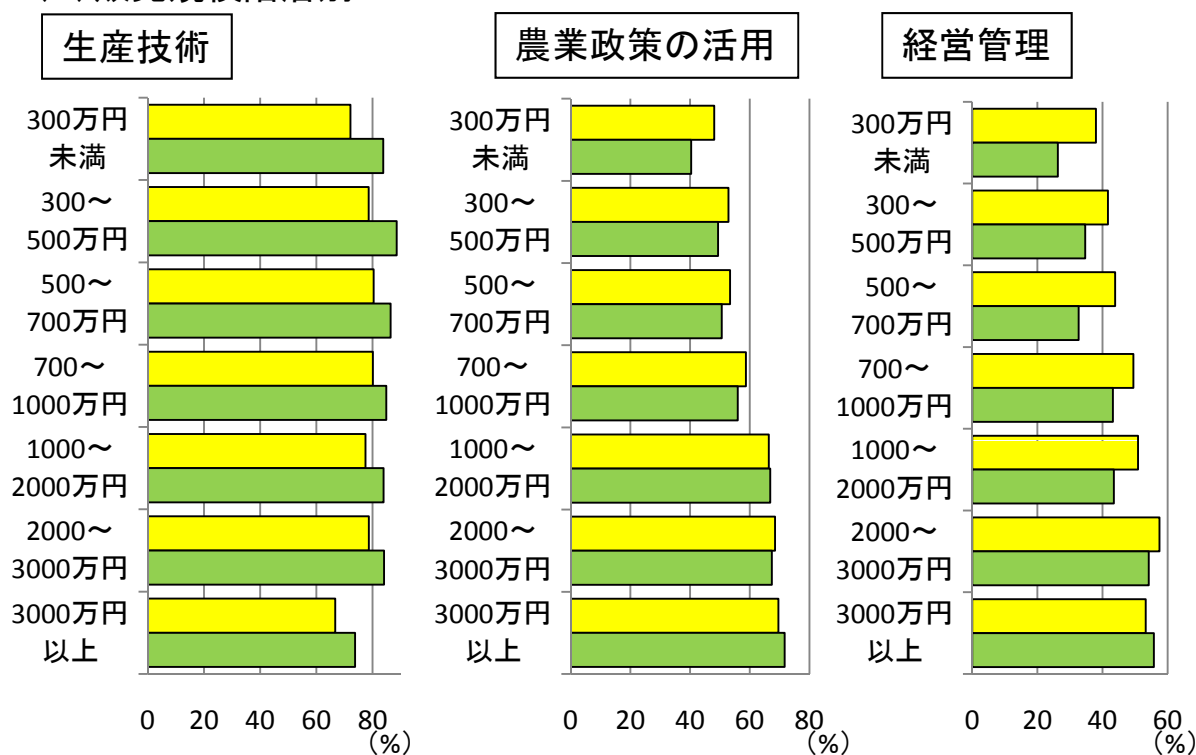
- ・協同農業普及事業において、農業者が普及指導員から受ける指導内容のうち、農業者の期待と実際に指導を受けたことのある実績との間に大きな開きがあるものは、「マーケティング」等。
- ・農業者全体において最も指導を受けた割合の高い指導分野をみると、「生産技術」については、どの販売規模層においても期待する割合、指導を受けたことのある割合が高い。また、「農業政策の活用」「経営管理」の指導分野では、販売規模が大きくなるにつれて、指導を期待する割合、指導を受けたことのある割合が、ともに増加する傾向。

## ○普及指導内容に対する農業者の期待と現状

(1) 農業者全体



(2) 販売規模階層別



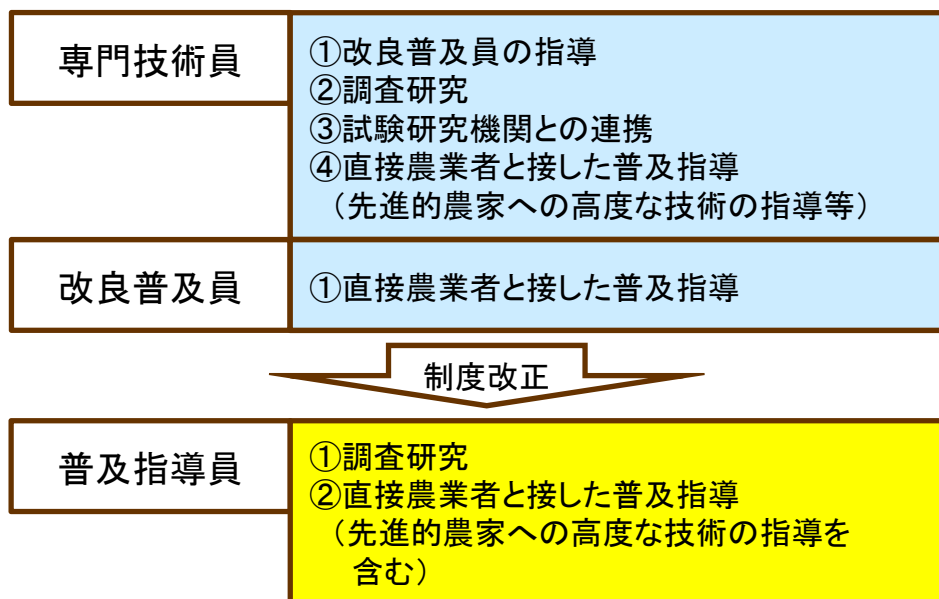
■ 期待する指導内容 ■ 現在または過去に指導を受けた内容

注:「期待する指導内容」は全回答者における割合であり、「現在または過去に指導を受けた内容」は指導を受けた経験がある農業者における割合。  
 出典: 農林水産情報交流ネットワーク事業による農業者モニターに対する調査結果 (H21年5月実施)

# より高度な能力を有する普及指導員の位置づけ

- ・平成16年の法改正では、専門技術員を廃止し、普及指導員に一本化したところ。
- ・専門技術員が担っていた改良普及員の指導、試験研究機関との連携等を行うため、旧専門技術員の機能（旧専技機能）を有する普及指導員も多いが、その人数は減少。旧専技機能を再度位置づけることを求める意見も多い。

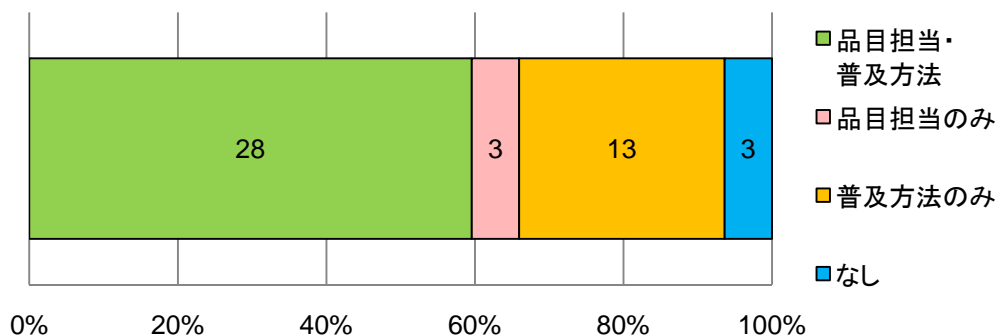
## ○旧専技機能に関する制度改正（平成16年）



## ○旧専技機能を有する者の人数の推移

平成16年度(専門技術員): 601人  
↓  
平成22年度(旧専技機能): 472人(▲22%)

## ○都道府県ごとの旧専技機能の配置について



## ○都道府県からの意見

- ・定員削減で旧専技機能が低下している。より配置を後押しする制度を検討してほしい。
- ・現場からは制度改正以前の旧専技機能の復活を求める声がある。
- ・旧専技機能の設置をガイドライン等に明記してもらいたい。
- ・旧専技機能の設置について制度的に明確な位置づけが必要。

## ○旧専技機能配置の状況

- ・現時点で44県で旧専技機能を有する者を配置しているところ。
- ・一部の県では、一旦廃止した旧専技機能を再度配置。  
(再度配置した理由)
  - ・試験研究機関、行政機関等との連携に支障
  - ・普及指導員の研修等に支障
  - ・普及センターごとに普及指導レベルの格差が発生



# 地方分権改革等における普及事業に対する指摘

- ・地方分権改革において、協同農業普及事業に対して指摘を受けており、そのうちの実施方針の内容及び実施方針策定の際の農林水産大臣への協議について制度改正を検討中。
- ・ニーズに応じた幅広い人材を登用する観点から、民間の専門家等を普及指導員として任用する構造改革特区提案が全国知事会から提出されているところ。

## ○第二期地方分権改革(H19～)において指摘に基づく制度改正

制度改正の内容	農業改良助長法の該当条項	対応状況
実施方針の内容のうち、その他協同農業普及事業の実施に関する事項(7条6項5号)は、例示化または目的程度の内容へ大枠化。	第7条第6項	法律の改正を検討中。
実施方針を定める際の農林水産大臣への協議を廃止。	第7条第7項	農業改良助長法の改正を規定する地域主権一括法案が国会において審議中。

## (その他の指摘事項)

指摘事項	農業改良助長法の該当条項
実施方針の制定 実施方針の制定の義務づけを廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)	第7条第5項
実施方針の内容 実施方針の内容の義務づけを廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)	第7条第6項
普及指導員の任用資格 都道府県の判断で普及事業を実施できるよう、農業普及指導員の任用資格設定権限を都道府県に移譲。	第9条

## ○全国知事会からの構造改革特区提案

### (現行制度の問題点)

農業の6次産業化や農商工連携、知的財産権の保護・活用等に対応できる幅広い人材を普及指導員として任用できない。

### (解決策・効果)

任用資格要件設定権限の一部を都道府県条例に委任することで、経営やマーケティング、食品衛生等のスペシャリストを普及指導員として任用できる。



# 普及指導員の国際協力の状況

- ・ 現在、普及指導員に係わる国際協力としてはJICAを通じて以下の協力を実施。
  - JICA普及関係技術協力プロジェクトへ専門家として普及指導員、OBを開発途上国へ派遣。
  - 日本で行うJICA集団研修「農業普及企画管理者」コースにおいて、開発途上国からの研修生に対し、普及指導方法等の研修を実施。
- ・ 一方、普及指導員を海外技術協力に派遣することに関して、都道府県からは「派遣する余裕がない」「国内農業の強化・支援をすべき」等の意見がある。

## ○JICA専門家派遣の状況

ネパール(H15(2年間)1名)  
「農業研修普及システム改善計画」

モンゴル(H13(2年間)1名)  
「農業普及分野における支援」

中国(H13,H14(2年間)3名)  
「農業技術普及システム強化計画」

タンザニア(H13(2年間)1名)  
「キリマンジャロ農業技術者訓練  
センター計画フェーズ」

ミャンマー(H21(3年間)1名)  
「農業普及人材育成計画」

○過去10年において、普及指導方法、栽培技術の支援を目的とした長期専門家(普及OB)7名を5カ国に派遣した。

また、短期専門家34名を13カ国(インドネシア、中国、ドミニカ、ボリビア、メキシコ、タンザニア、コートジボアール、エルサルバドル、パラグアイ、タイ、ラオス、ミャンマー、モンゴル)に派遣した。

※派遣期間が1年未満の者を短期専門家、1年以上の者を長期専門家としている。

## ○JICA集団研修「農業普及企画管理者」コースの状況

### ○概要

- ・ 昭和36年より実施
- ・ これまで92カ国から652名が受講するため来日
- ・ 期間は2カ月間

### ○内容

- ・ 普及事業における企画・評価等の手法の習得
- ・ 普及職員の養成と訓練手法 等

### ○目標

- ・ 自国の普及事業の企画・運営・進行管理・評価に重点を置いた効果的な普及事業推進方策を策定できる指導者を育成し、自国において改善された普及システムを構築する。

## ○都道府県の海外技術協力に対する意見

○海外からの農業普及分野の技術協力について普及指導員への期待は大きいと感じている。(1県)

○普及指導員は必要かつ最小限度のぎりぎりの状態で配置しているため、海外へ普及指導員を派遣する余力がない。(同旨5県)

○国内農業の強化・支援が協同農業普及事業の本来の姿。(同旨6県)